

狛江市民食堂借受運営事業者選定のための公募型プロポーザル実施要項

1. 事業の目的

狛江市（以下「市」という。）では来庁者及び職員の利便性向上を目的として、狛江市庁舎（以下「市庁舎」という。）内に食堂を設置しています。

そこで、市が定める貸付条件の下、安定した経営のみならず、質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザルにより募集するものです。

2. 事業内容

別紙「狛江市民食堂の運営に関する仕様書」のとおり

3. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人とします。

- (1) 事業内容等に示された条件等を理解し、出店に意欲があり、安定した営業能力があること。
- (2) 公募開始時点で、3年以上継続して食堂（飲食店等）を営んだ実績を有すること。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可他必要な許可を有しており、狛江市民食堂（以下「市民食堂」という。）に必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (4) 食品衛生法及び他の食品の営業に関する法律に基づく処分等を、過去3年間受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き又は再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
（更生計画認可及び再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (8) 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例第17号）第2条第1号から第3号に該当しないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体若しくはその構成員でないこと。

4. スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 5月14日（木） |
| (2) 質問書受付締切 | 5月26日（火） 正午 |

(3) 質問書に対する回答	5月29日(金)
(4) 参加申込書等受付締切	6月5日(金)
(5) 審査会案内通知	6月10日(水)
(6) 審査用提出書類締切	6月24日(水) 正午
(7) 審査会(プレゼンテーション)	7月1日(水)(予定)
(8) 審査結果通知	7月下旬(予定)
(9) 契約等の締結・工事協議	7月下旬(予定)
(10) 引き渡し、開設準備	11月下旬(予定)
(11) 行政財産の使用許可、店舗オープン	令和9年1月(予定)

5. 参加手続き

(1) 公募資料の配布

公募に関する資料・様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

狛江市ホームページ：<http://www.city.komae.tokyo.jp/>

掲載場所：トップページ→市政情報→契約情報→プロポーザル

(2) 質問書の受付及び回答

①受付期限

令和8年5月26日(火) 正午まで

②受付方法

質問書(様式1)を使用し、メールでのみ受付

③送信先

syomukkr@city.komae.lg.jp

④回答

令和8年5月29日(金) 午後5時までに、全質問の回答を質問者全員にメールで回答します。

(3) 参加申込提出書類

①提出期限

令和8年6月5日(金) 午後5時まで

②提出先

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市役所総務部総務課庶務統計係 (市庁舎4階)

③提出方法

持参又は郵送

※メール等の方法で提出を希望する場合は、事前に連絡すること。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで受け付ける。

※郵送の場合は、書留で提出期限必着とする。

④提出書類（各1部）

ア 参加申込書（様式2）

イ 会社概要（パンフレット等営業実態やその内容が判断できるもの）

ウ 決算書（直近3カ年分）

エ 営業に関する資格・免許等の写し

オ 各種証明書

【法人の場合】

・法人登記の登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）

・法人事業税、消費税（その1）、法人住民税、法人市民税の各納税証明書（直近3カ年分）

【個人の場合】

・本人確認書類（運転免許証等）の写し

・市都民税納税証明書（直近3カ年分）

（4）審査会（プレゼンテーション）提出書類

①提出期限

令和8年6月24日（水）正午まで

②提出先

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江市役所総務部総務課庶務統計係（市庁舎4階）

③提出方法

持参又は郵送

※メール等の方法で提出を希望する場合は、事前に連絡を行うこと。

※持参の場合は、土・日曜日を除く午前8時30分から午後5時まで（提出期限の24日は正午まで）受け付ける。

※郵送の場合は、書留で提出期限必着とする。

④提出書類（アは1部、イは各7部）

ア 企画提案書（様式3）

イ 企画提案資料（任意様式）

※企画提案資料について⑤企画提案書記載事項に示す内容に沿って簡潔に記載すること。

※会社名、ロゴマーク等提案者が特定できる表示はしないこと。

⑤企画提案書記載事項

別紙、審査基準に掲げる、下記の項目を記載してください。

ア 運営能力

- ・事業全般の考え方
- ・経営努力の考え方
- ・運営実績
- ・収支計画

イ 安全体制・食品衛生

- ・安全管理
- ・責任体制・緊急時体制
- ・衛生・清掃管理等

ウ 市民食堂としての機能

- ・公共施設への出店の考え方
- ・市民食堂として独自に提供できるサービス等の提案

エ 利用者へのサービス

- ・メニューの構成
- ・特徴（食材・季節物）

オ 環境配慮

- ・環境への配慮
- ・廃棄物の回収・処理方法

カ その他

- ・アピールポイント

なお、「ア 運営能力の収支計画」については下記の点についても記載してください。

- ・店舗設置に係る初期設備投資費等（工事費等も含む）。
- ・年間の売上高
- ・年間客数
- ・客単価
- ・人件費
- ・使用期間が満了したとき又は事業者の申出により閉店する際の原状回復費

(5) その他

- ①必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。
- ②提出された書類は、この審査以外の目的には使用しません。
- ③応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

④提出書類の言語は、日本語とします。

⑤一定の適格性を満たす応募者がいないときは、選出されない場合があります。

6. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

審査会（プレゼンテーション）により選定します。

先に提出された企画提案書及びプレゼンテーションでの結果を総合的に評価・採点し、最高点を得た者を運営事業予定者として選定します。

実施日：令和8年7月1日（水）（予定）

実施日時及び場所は、別途、通知します。

内容：提案者による企画提案書等の説明及び質疑応答

結果通知：令和8年7月下旬（予定）に、審査会参加者全員にメールで通知します。

(2) 審査基準

別紙、審査基準のとおり

7. 問い合わせ

狛江市総務部総務課庶務統計係（市庁舎4階）

所在地 〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111（代表）（内線2450・2432）

メール syomukkr@city.komae.lg.jp

審査基準

評価項目		内容	配点
運営能力	事業全般の考え方	食堂を運営することに対し、全般的な考え(方針)をどのように持っているか。	20点
	経営努力の考え方	集客方法や消耗品管理等、どのような考え方を持っているか。	
	運営実績	食堂を運営するあたり、食堂(飲食店等)運営の実績を持っているか。	
	収支計画	どのような収支計画を持っているか。	
安全体制 ・ 食品衛生	安全管理	安全・衛生管理を前提とした従業員の体制と教育方針をどのように計画しているか。	20点
	責任体制・緊急時体制	責任体制及び緊急時体制の指揮命令系統を明文化し、整備されているか。 (クレーム・要望への対応も含む。)	
	衛生・清掃管理等	衛生・清掃管理について、どのような考え方を持っているか。	
市民食堂としての機能	公共施設への出店の考え方	市庁舎内の食堂として、どのような考え方を持っているか。	20点
	市民食堂として独自に提供できるサービス等の提案	独自に提供できるサービス等についてどのように考えているか。 (こまねみらいテラスとの連携メニューや催事等でのサービス等)	
利用者へのサービス	メニューの構成	提供を予定している主なメニューの種類及び価格は、どのように計画しているか。	20点
	特徴 (食材・季節物)	健康を意識した食事や、季節感のあるメニュー等は、どのように計画しているか。	
環境配慮	環境への配慮	省エネルギー、リサイクルについて、どのような考え方を持っているか。	10点
	廃棄物の回収・処理方法	店舗で発生する廃棄物の回収方法、処理をどのように計画しているか。	
その他	アピールポイント	出店に際し、アピールできる事項や優位性・特徴のある事項をどのように考えているか。	10点